

銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令案新旧対照表
 ○ 銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府・財務省令第十号）

改正案	現行
<p>第二十条の二 法第三十八条第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十四年三月三十一日とする。</p> <p>2 法第三十八条第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十七年三月三十一日とする。</p> <p>第二十条の六 法第三十八条の二第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十四年三月三十一日とする。</p> <p>2 法第三十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十七年三月三十一日とする。</p>	<p>第二十条の二 法第三十八条第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成二十九年三月三十一日とする。</p> <p>2 法第三十八条第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。</p> <p>第二十条の六 法第三十八条の二第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成二十九年三月三十一日とする。</p> <p>2 法第三十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。</p>